

地域計画(地域農業経営基盤強化促進計画)(案)の縦覧について

農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第19条第1項の規定により農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画(以下「地域計画」という。)の案を定めたので、同条第7項の規定により公告し、当該地域計画の案を次により縦覧に供します。

なお、利害関係人は、当該地域計画の案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに、本市に意見書を提出することができます

令和7年3月13日

西都市長 押川 修一郎



- 1 地域計画(案)を策定した地域
市内全54地区
別紙のとおり
- 2 縦覧期間
令和7年3月13日(木曜日)から令和7年3月27日(木曜日)
午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日、祝祭日除く)
- 3 縦覧場所
西都市聖陵町2丁目1番地
西都市役所農林課農地対策係(本庁舎2階)
- 4 意見書の提出について
計画案に対して意見があるときは、次のとおり意見書を提出することができる。
 - (1)提出者
意見書を提出できる者は、当該地域計画の利害関係人
 - (2)提出期限
令和7年3月27日(木曜日)
 - (3)提出方法
直接持参、郵送、電子メール又はファックスにより提出すること。郵送提出の場合は提出期限必着である必要があるものとする。
なお、電話による意見は受け付けません。

(4) 提出先

【直接持参又は郵送の場合】

881-8501 西都市聖陵町2丁目1番地 西都市役所農林課農地対策係(本庁舎2階)

【電子メールの場合】

nourin@city.saito.lg.jp

【ファックスの場合】

0983-43-4865

(5) 意見書の処理等

意見書に対する個別の回答は行わず、地域計画を公告する際に意見の要旨と処理結果を併せて公告します。

地域計画名

No	地区名	No	地区名
1	黒生野地区	28	竹ノ内地区
2	西都原地区	29	檜野地区
3	赤池、今井地区	30	高三納、鳶野、法蓮寺地区
4	岡富、旭村、四日市地区	31	吉田地区
5	菌元、三日市地区	32	原田、九流水地区
6	右松町、羽黒、栗野地区	33	岩下岩戸、小谷、清水兼地区
7	上山路、下山路地区	34	飯迫地区
8	柳瀬、現王島地区	35	宮尾、久米田地区
9	松田、上の宮、国分、宝泉寺、向国分、尾筋地区	36	三財原地区
10	清水地区	37	戸敷、井尻、川原田地区
11	新開、大口川、祇園原地区	38	久米田、八反丸地区
12	鳥子、田中、川路、川久保地区	39	岩崎、大島地区
13	童子丸地区	40	加勢、石尾地区
14	杉安地区	41	中村、谷川、圀、金倉地区
15	島内地区	42	水喰、元山、福王寺、棧敷野、雷野、元地原地区
16	下水流地区	43	岩井谷、小野、仁田脇地区
17	千田、山角地区	44	牧野、小森、上の宮地区
18	山城、瀬江川流域地区	45	諏訪、門田、外原地区
19	茶臼原地区	46	中村、霧島、青山地区
20	宝財原地区	47	受関、馬継谷、潮、筑後、坂の下地区
21	深長、一本松地区	48	黒貫、境田、中元原、土中地区
22	京田地区	49	荒武、川原地区
23	島田、松本地区	50	上沖、下沖、山田、中山地区
24	湯牟田地区	51	岩爪地区
25	笠原、永野地区	52	八木佐野地区
26	宮田地区	53	長園地区
27	長谷地区	54	東米良地区